

## 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う林業信用保証の 対応について（お知らせ）第3報

新型コロナウイルス感染症の発生により、林業・木材産業事業者の皆様の資金繰りに支障が生じないように、当基金では、現在、以下の対応を行っておりますので、お知らせします。（下線部が今回追加の部分）

### 1. 相談窓口の設置

信用基金ホームページに掲載のとおり、新型コロナウイルス感染症の発生による以下の相談窓口を設けております。不安なことなどについて、お気軽にご相談・ご照会ください。

#### 相談窓口

連絡先	独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務部業務課 担当：鈴木（弘）、本間
電話	03-3294-5585、5586
FAX	03-3294-5595

### 2. 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-(R2.3.10)に基づく対応

今般の「新型コロナウイルス感染症」に起因する影響が発生し、事業継続に支障をきたす場合については、今年度新設した「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象となることが令和2年3月10日に新たに決定されました。また、「林業・木材産業災害復旧対策保証取扱要領の一部改正について」（令和2年3月16日付独信基302令和元年度385号）を施行しました。

「林業・木材産業災害復旧対策保証」の特徴

- ・保証限度額：通常保証と別枠で8,000万円
- ・保証期間：運転資金5年以内、設備資金15年以内（返済据置期間は2年以内）
- ・保証料：最大で5年間保証料免除
- ・適用条件：（別紙参照）
  - 従業員が罹患する等の直接的な影響により経済的被害が発生（100%保証）
  - 3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少（80%保証）
  - 3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少（100%保証）

（資料） URL：<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html> 又は



をご参照下さい。

### 3. 根保証の活用（2によらない場合を想定）

新型コロナウイルス感染症の発生により、今後の取引や資金繰り等に不安を感じていて、運転資金の融資枠を予め確保しておきたい場合に、「根保証」の活用をお勧めしております。

根保証とは、利用者が融資機関から反復継続して手形貸付を受ける場合、あらかじめ一定の保証極度額と根保証期間を定めておき、その範囲内なら何度でも繰り返し保証を受けられる仕組みです。


根保証の保証料は、保証極度額に対して「一括前払」となりますが、根保証期間終了後、ご請求により、未利用分の保証料を事務手数料10%控除のうえ返戻いたします。

詳細につきましては、1の相談窓口にお問い合わせください。

# 林業・木材産業災害復旧対策保証

## —新型コロナウイルス感染症対策—

新型コロナウイルス感染症による影響については、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部)を受けて、令和2年3月10日付けで「林業・木材産業災害復旧対策事業に係る林野庁長官が指定する災害」に指定され、「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象となりました。

ご利用対象者	<p>新型コロナウイルス感染症による影響により、以下のいずれかの被害が見込まれ事業継続に支障をきたしている林業・木材産業を営む方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が罹患するなど直接的な影響により、経済的被害が発生(左記直接被害については100%保証)</li> <li>・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少(左記間接被害については80%保証)</li> <li>・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少(左記間接被害については100%保証)</li> </ul>
保証限度額	8,000万円 (通常の保証限度額とは別枠で利用できます。)
資金使途	新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために必要な新たな資金
保証期間	運転資金5年以内(特認7年以内)、設備資金15年以内(返済据置期間2年以内)
返済方法	一括返済/分割返済
保証料の特例	最大で5年間「保証料免除」となります。
貸付利率	金融機関所定の利率 (市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。)
貸付方式	手形貸付/証書貸付
保証人	原則として法人代表者以外不要
担保	必要に応じて
出資金	保証額に対して出資金が必要。(完済後、ご請求により出資金を返戻します。)
その他	市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	<p>独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課            〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12            電話 03-3294-5585・5586            URL : <a href="https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html">https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html</a> 又は</p> 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。